

森町景観計画・概要版

1. 景観計画策定の目的

森町は、森町総合計画で、「住む人も訪れる人も『心とらぐ森町』」を将来像として掲げ、森町都市計画マスタープランや森町立地適正化計画では、「森町における「豊かな暮らし」の維持」を目標として掲げ、取り組んでいく必要があるとしています。

これらを踏まえると、森町の特徴的な景観は人々の暮らしやまちづくりに関わる活動の積み重ねの中で形成されてきたものであり、景観も「豊かな暮らし」を実現するための重要な要素の一つと考えられます。

しかし近年、人口減少・少子高齢化が進行し、空き家・空き地の増加や担い手の減少、耕作放棄地の増加等が懸念されており、日常の中に当たり前存在していた景観が失われるおそれがあります。

一方で、景観を構成する要素は多岐にわたるため、景観を活用した取組が、これらの課題の解決につながる可能性もあります。

そこで、上位関連計画における将来像の実現を目指し、景観条例等による規制のみを目的とするのではなく、景観に対する意識の向上や景観に関わるアクションを誘発し良好な景観形成を図ることを目的として『森町景観計画』を策定します。



■ 景観とは（横浜国立大学 野原准教授の講話から）

- 「景観≠お化粧」、「景観＝顔色」である。
- ・ 景観は、地域の元気さが表れたもの。地域の意図*や特徴・元気がそのまま表れる。
- ・ その意味で、やはり景観はまちの盛衰に関わる。しかしながら、単にお化粧をすればよいのではない。内側から健康になって初めて本当にいい顔色になる。
- ・ だからこそ、常に景観をチェックしつつ、自分たちのまちの元気さ、自分たちのまちの方向性に関わり続けることが重要である。
- *たとえば、お店の前のプランターやベンチなどのおもてなしの雰囲気づくりや、自慢したくなるきれいなまちを作るための地域活動（清掃等）と考えられます。

現地調査、有識者アンケート等

2. 良好な景観形成に関する目標と方針

緑や生活が共にある「幾つもの豊かな暮らし」

森町は太田川を中心に三方を山に囲まれた、緑豊かなまちです。市街地を取り巻く丘陵地には里山や茶園が広がり、住宅街では庭先や道路上の小さな緑が、社寺では花々や紅葉などが、畑や水田では野菜や稲穂が訪れた人を出迎え、四季ごとに暮らしを彩ります。さらに、音や香り、触感、味わいによって楽しむことができる多様な緑があります。

また、「遠州の小京都」と呼ばれ、昔ながらの町並みや由緒ある社寺も多く、古くから伝承されてきた舞楽や祭りなどが暮らしの中に息づいていまるほか、川での水遊び、太田川堤防等での散歩、日常にお茶を味わう文化など、多彩な緑や文化とともに暮らしが営まれています。

このように森町の景観は、**緑と人々の生活が一体となって形成されており、地域の人々が暮らしや生業の中、守り育ててきました。**

さらに、これらの景観は、太田川沿いを移動する中での景観の移り変わりや、神社への参道で商店や緑の景観が出迎え、徐々に気持ちが高まっていく様子など、連なりの中で魅力を高め、訪れた人を出迎え、楽しませています。

森町を取り巻く社会情勢が変化する中でも**『まちを持続し、「豊か」に暮らし続ける』ため、これからも良好な景観を守り・育て、後世につないでいきます。**

◆ 景観形成方針

① 五感で感じられる景観づくり

- 森町の景観は、見るだけでなく、香り、聞き、味わい、触れることができる、五感で感じられる景観であるという特色があります。
- 視覚的な美しさを維持するだけでなく、森町の豊かさを体感・体験できるような景観づくりを心掛けます。



② 四季の移ろいが感じられる景観づくり

- 春は桜、夏は半夏生、秋は紅葉、冬はサザンカなど、森町の景観は変化に富んでいます。
- 季節に合わせて行われる農業やお祭りなど人々の営みも、森町の個性豊かな景観を生み出しています。
- 四季の移ろいが感じられ、見る人に安らぎや感動を与える景観づくりに努めていきます。



③ 歴史ある社寺・町並み・伝統文化を活かした個性ある景観づくり

- 森町には、小國神社を始め歴史ある社寺や、宿場町の風情や蔵のある町並みが残され、暮らしの舞台や交流人口を集めるイベントの舞台となっています。
- 今後も森町の歴史を感じさせる景観資源を残し、まちづくりの資源として活用するなどの景観づくりに努めます。



④ 協働で愉しむ景観づくり

- 森町の景観は、町民・事業者・行政の協働により、暮らしや生業の中で形成されてきたものです。このことが、景観を身近なものとし、また愛着を深めてきました。
- 今後も景観を町の資産として、次代に引き継げるよう、協働で景観づくりに取り組んでいきます。
- この際、景観づくりは長い時間をかけて取り組むものであることから、日々の小さな活動を大切にし、暮らしや生業の中で愉しみながら進めていくことも肝要です。



⑤ 移動の中の移り変わりで魅せる景観づくり

- 森町の景観は、太田川沿いを移動する中での景観の移り変わりや、神社の参道で商店や緑の景観が出迎え、徐々に気持ちが高まっていく様子など、幾つかの景観要素が連続して見られることでさらに魅力が高まり、訪れた人を楽しませています。
- これからも、移動するにつれて移り変わる景観が維持・創出されるよう、景観をつなぎ、整え、引き立てる等の景観づくりに努めます。



3. 計画の実現に関わる施策（抜粋）

① 五感で感じられる景観づくり

- ・生活に身近な緑は、ハイキング・サイクリング、森林浴など、五感を使って景観を感じながら健康づくりや観光交流を図る場として、また自然とのふれあいの場や憩いの場として活用を図る。
- ・田畑や茶園等は農業の活性化により景観を保全するという観点から、グリーンツーリズム、農産物のブランディング等、田畑・茶園景観の活用を推進する。

② 四季の移ろいが感じられる景観づくり

- ・生活に身近な緑を良好な自然緑地として保全するとともに、四季折々の風景を演出する景観要素として保全を図る。
- ・田畑や茶園等は四季によって色彩が移り変わるため、生活を彩る景観として、都市的土地利用と調和を図りながら農地の保全、整備に努める。

③ 歴史ある社寺・町並み・伝統文化を活かした個性ある景観づくり

- ・城ヶ平公園は、歴史や自然がセットとなった景観を感じる場として活用するとともに、眺望点として維持・保全を図る。
- ・数多くの貴重な歴史・文化景観資源の保全に努めるとともに、地域の生活の中に息づく文化として継承し、資源のネットワーク化や案内施設の充実などの環境整備を推進して活用を図る。

④ 協働で愉しむ景観づくり

- ・町民による河川や公園などの清掃や、歴史文化の継承等は良好な景観の維持に大きく寄与しているため、これからも協働によるまちづくり活動が継続・発展するよう努める。

⑤ 移動の中の移り変わりで魅せる景観づくり

- ・河川は川遊び、アユ釣り、散歩・サイクリングなど、自然とのふれあいの場として活用を図る。
- ・主な幹線道路は、観光客等を出迎え、森町をイメージ付ける重要な役割を有しているため、街路樹や法面などの適切な維持管理により良好な沿道の形成を図るとともに、屋外広告物などの適正な設置誘導等を図りながら、周辺と調和した道路景観の形成を図る。

4. 届出対象行為・景観形成基準

- 良好な景観の形成に資するよう誘導するため、①届出を要する項目や規模を設定（届出対象行為）し、②届出対象行為ごとに行為の制限（景観形成の基準）を設定するもの。
- 内容は次のページに記載

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

- 景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るもの
- 内容は次のページに記載

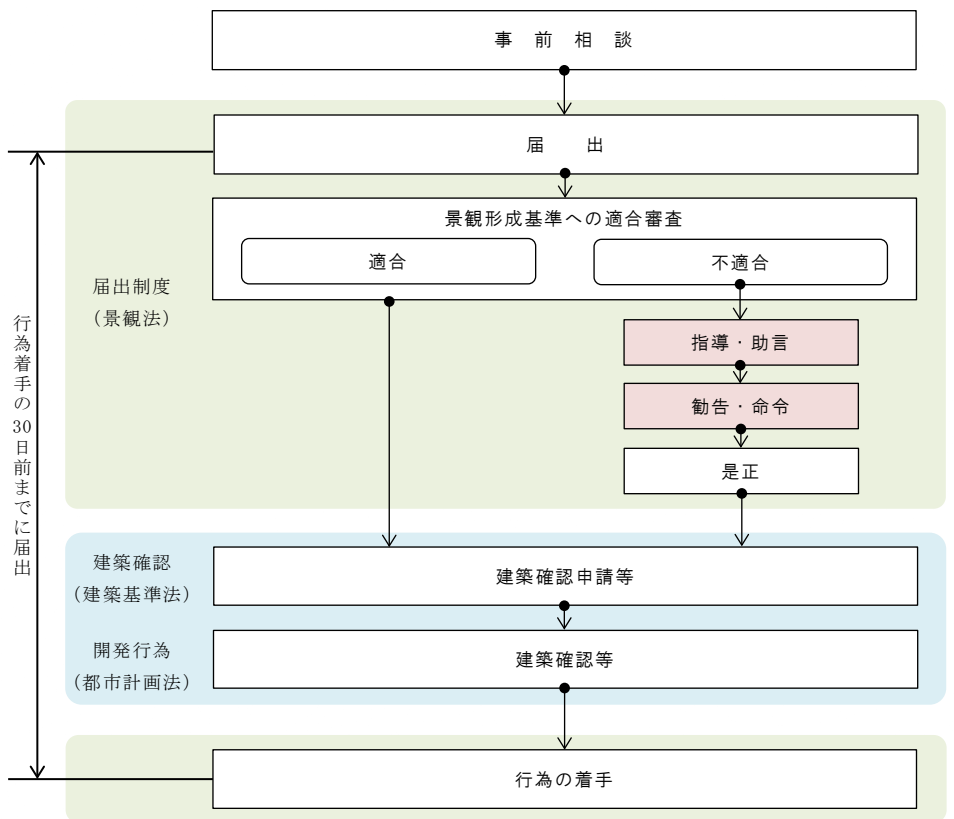
4. 届出対象行為・景観形成基準

(1)届出対象行為

良好な景観の保全・形成のため、景観計画区域内で行われる建築物の建築や開発等の行為のうち、以下に定める規模・要件に該当するものを届出対象行為とします。

	届出対象となる行為	対象となる規模・要件
建築物	・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・ 高さ 10 メートル又は同一敷地における建築物の延べ床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更
工作物	・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・ 高さ 10 メートルを超える工作物（太陽光発電設備を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転又は外観修繕、模様替え若しくは色彩の変更 ・ なお、太陽光発電設備の設置に当たっては、敷地面積が 500 平方メートル以上のもの（建築物へ設置するものを除く）
開発行為	・ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	・ 1,000 平方メートル以上の開発行為（1,000 平方メートルに満たない開発済みの土地に隣接する一団の土地を、同様の目的で引き続き追加開発し、施行区域面積が 1,000 平方メートル以上となる場合）

■ 届出の流れ（案）



* 不適合の場合、条例で定めることにより変更命令(法第17条) 命令違反に対する罰則(法第102条)を適用することが可能となる。

(2)景観形成基準

① 建築物の新築又は移転等

項 目		内容（抜粋）	
配置	—	・周辺の地形や町並み等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。	
高さ	—	・周辺の町並み景観や背後の自然景観を阻害しない高さとする。 ・史跡から見下ろす眺望景観を妨げないように配慮する。	
		・周辺の良好な町並み景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。	
形態、意匠	色彩	色彩	・建築物の外壁や屋根の色は、原色を避けるなど、周辺の景観と調和がとれた落ち着いた色のある色彩とする。
		色彩の規定に関わらない場合	・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は色彩の規定に関わらない。 ・地域の景観特性を表すものであると、町長が認めるものは色彩の規定に関わらない。
	素材	・周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。	
	壁面デザイン	・周辺の景観との基調を確認し、これと調和する壁面デザインとする。 ・単調な大壁面とならないようにする。	
かき・柵	—	・道路に面するかき又は柵は、生け垣、木製柵又はフェンスや植栽との併用等とし、コンクリート造、コンクリートブロック造等これに類するものは作らないようにする。ただし、「門、門柱」等は除く。	
緑化	—	・敷地内のオープンスペースの緑化に努める。	
附属施設	—	・電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺の景観と調和するデザインとする。	
広告物及び同敷地内の広告物	—	・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。	

② 工作物の新設又は移転等

項 目		内 容（抜粋）
配置	—	・周辺の地形や町並み等の景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。
高さ	—	・周辺の町並み景観や背後の自然景観を阻害しない高さとする。
形態、意匠	色彩 色彩の規定に関わらない場合	・周辺の良好な町並み景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。
		・工作物の外観の基調色は、周辺の町並みや建築物等と調和した色彩とする。
		・木材や石材等の自然素材、レンガ、土壁、ガラス、銅等の金属材、コンクリート等の表面に着色していない素材により仕上げられる場合は色彩の規定に関わらない。
素材	・地域の景観特性を表すものであると、町長が認めるものは色彩の規定に関わらない。	
緑化	—	・周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用する。
工作物に 附帯する 広告物	—	・敷地内のオープンスペースの緑化に努める。
太陽光発 電設備	配置	・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
		・主要な眺望点からの眺望景観には留意する。
	色彩	・尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、眺望等に影響を及ぼすような設置を避ける。
		・公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫する。
		・太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするように努め、周囲と調和した目立たない色彩とする。

③ 開発行為

項 目	内 容（抜粋）
土地の形状	・地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとする。
法面・擁壁	・長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。 ・周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ・擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を活かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わない。
緑化	・できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努める。
その他	・調整池の建設、埋立てに当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。

5. 景観重要建築物及び重要樹木の指定方針

(1)景観重要建築物

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるもので、以下の項目のいずれかに該当する建造物については、所有者や管理者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ① 地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物
- ② 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する建造物
- ③ ランドマーク（目印・象徴）となっており、地域の景観形成において、重要な要素となる建造物
- ④ 街角やアイストッ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で、重要な位置にある建造物

参考 指定が考えられる建造物の例



城下から本町の歴史を感じさせる建造物



森町体験の里アクティ森

(2)景観重要樹木

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できるもので、以下の項目のいずれかに該当する樹木については、所有者や管理者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ① 地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木
- ② 街角やアイストッ（多くの視線が集まる場所）に位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木
- ③ 樹高や樹形が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与する樹木

参考 指定が考えられる樹木の例



次郎柿原木



社寺の紅葉

6. 景観形成重点地区等

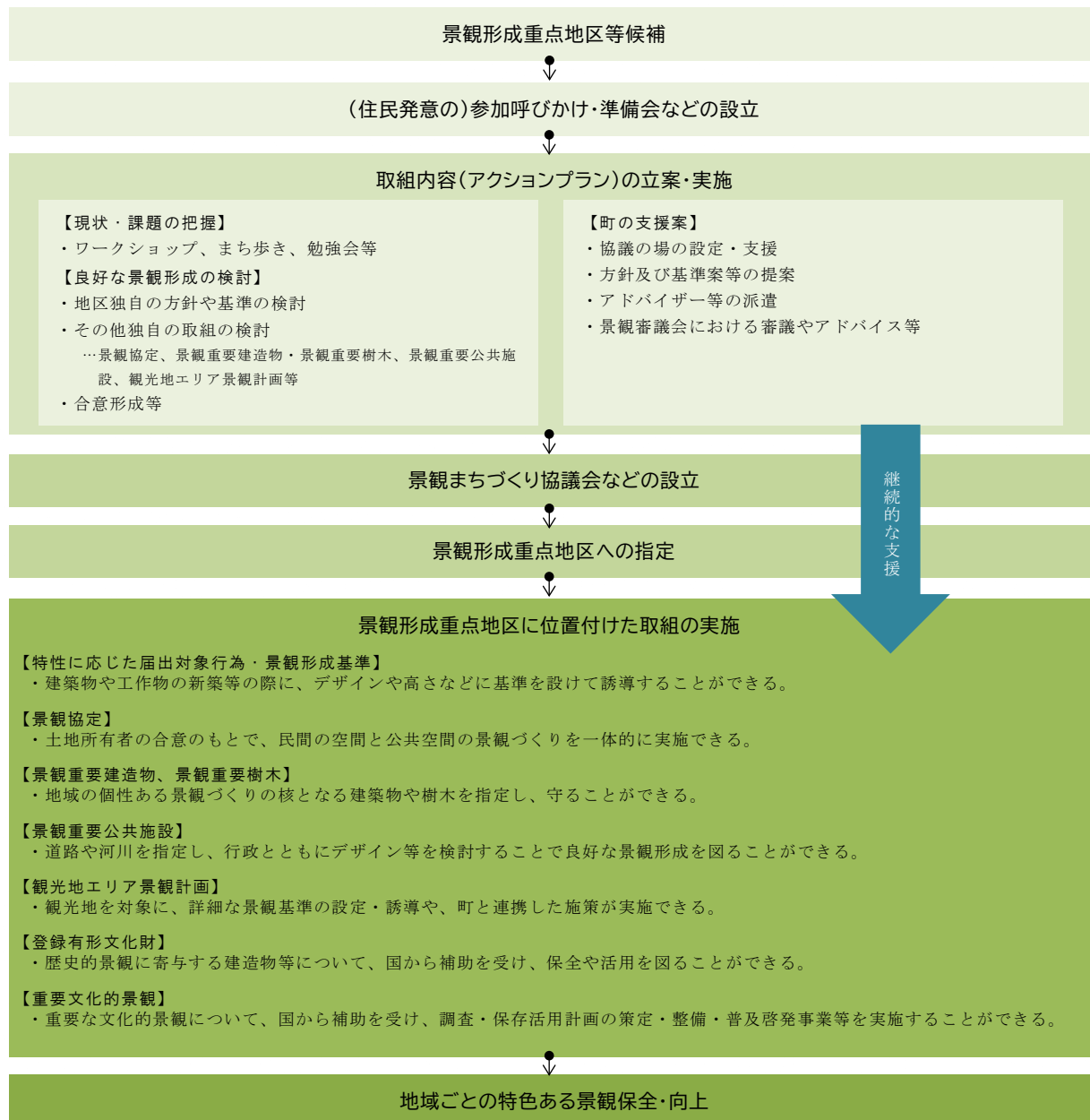
(1) 景観形成重点地区等の設定について

景観計画区域内で町民や事業者が大切にしており、かつ、特色ある景観を有するエリアや、景観を保全・創出するエリア、アクションを起こすことによって森町の活力につながるエリアなどを、良好な景観形成に向けて重点的・計画的に整備を行う必要がある地区＝「景観形成重点地区」や「眺望点」として位置付け、実現化に向けて共に取り組みます。

景観形成重点地区等指定の観点

- ・ 特徴的な歴史や文化景観が残る地域
- ・ 多くの町民に親しまれる景観を有する地域等
- ・ 特徴的な景観を町内外に広め、多くの人に訪れてほしい地域等
- ・ 地域で景観まちづくりを進めている又は進めようとしている地域

■ 指定の流れと、指定後の取組の発展（案）



(2) 景観形成重点地区等候補の例

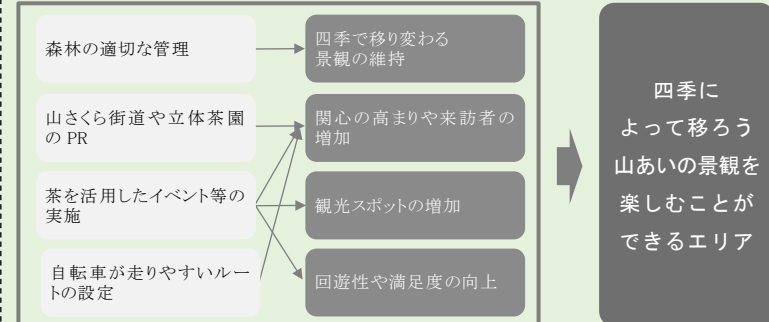
※ 下記は候補の例であり、必ず指定されるものではありません。下記以外にも候補とすべき箇所がある場合は、指定を検討していきます。

① 三倉地区

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 春になると山々が山桜や新芽に彩られ、美しい景観の中で谷に響き渡る鳥の美しい鳴き声を一体で楽しむことができる。
- ・ 3月末～4月中旬にかけて、黒田－三倉－中村－上野平－大河内間の森林に山桜が咲き誇る山さくら街道
- ・ 5～9月にかけて咲き誇るシャガの群落
- ・ 5月中旬になると東南アジアから渡ってくるアカショウビン・サンコウチョウの美しい鳴き声が響き渡る谷沿いの景観
- ・ 美しい星空の景観
- ・ 大久保地区の立体的な茶園景観
- ・ 戦国夢街道沿いの歴史を感じる社寺や史跡の景観

【 取組の方向性案 】

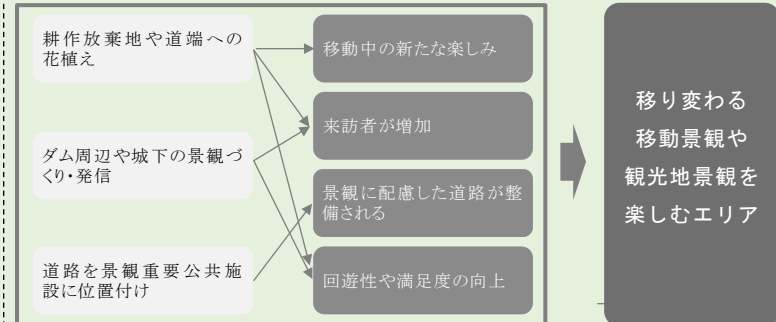


② 城下～森町体験の里アクティ森～かわせみ湖

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 観光地が連なる城下～森町体験の里アクティ森～かわせみ湖間は、暮らしや自然環境が移り変わる景観を楽しむことができる。
- ・ 歴史と文化を伝える城下の古い町並み
- ・ 森町体験の里アクティ森の瓦を活かした建物と豊富な自然
- ・ 美しい星空の景観
- ・ 中山間地の原風景
- ・ お茶畑とお茶摘みの様子
- ・ かわせみ湖（太田川ダム）

【 取組の方向性案 】

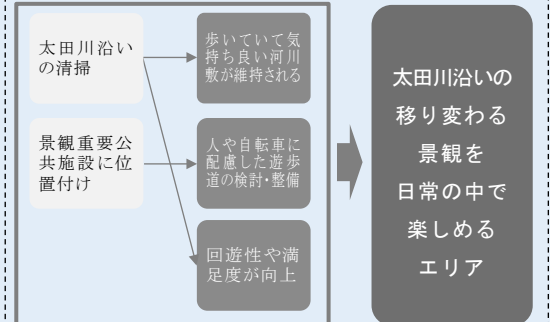


③ 太田川沿い

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 広大な農地景観から、列車や人々が行き交う景観、山々が川を囲み、川沿いと周辺の自然が一体的になった景観へと移り変わる。
- ・ 太田川を気持ちよく散歩する風景
- ・ 下流側は天竜浜名湖線が音を立てて走り、上流側は山々が四季折々の姿を見せる森川橋からの眺め
- ・ 太田川下流から水源である大日山を仰ぐ三木の里の風景

【 取組の方向性案 】

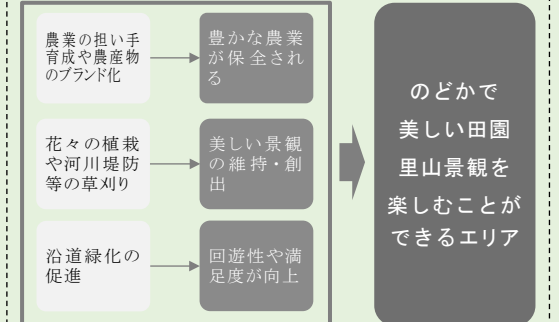


④ 園田地区

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 広大な農地と周辺の緑による、豊かな田園里山景観や農業のにぎわいを感じることができる。
- ・ 広大な優良農地
- ・ スイートコーン、稲、レタス等、四季によって移り変わる農作物の景観
- ・ 6月～7月にかけては新鮮なスイートコーンを買求める人々によるにぎわいの景観
- ・ 農地の背後に広がる丘陵の景観

【 取組の方向性案 】



■ 位置図



■ 位置図



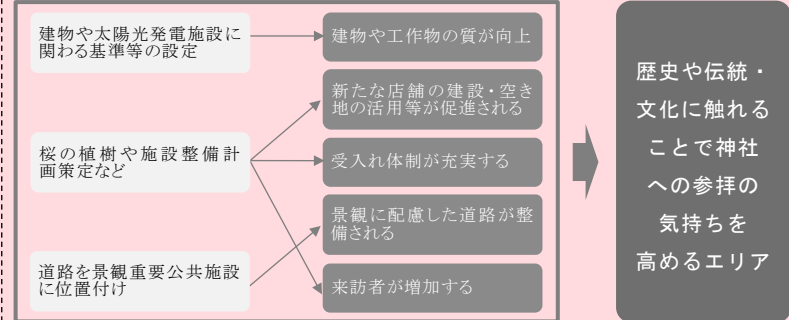
(2) 景観形成重点地区等候補の例

⑤ 明神通り～小國神社

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 小國神社を始めとした歴史と四季折々の緑が見せる風情ある景観
- ・ 明神通りにある和風の施設は来訪者でにぎわい、周辺の自然や一宮川では四季を感じられ、多様な景観を楽しむことができる。
- ・ 小國神社の境内全般
 - … 桧皮葺の伝統技術による本殿以下の社殿群。杉櫓の大木がある表参道、史跡
- ・ 表参道である明神通り
 - … 明神通り振興会は任意で「まちづくり協定書」を作成。まちづくりに関する意思統一や活力ある明神通りにするために活動。具体的には、建物・看板等のデザイン、緑化、美化、交通安全対策
- ・ 新緑、夏の水遊び、紅葉が楽しめる一宮川

【 取組の方向性案 】

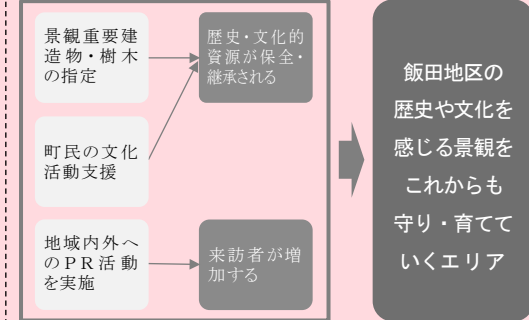


⑥ 飯田地区

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 地域の個性ある歴史・文化が息づく景観を感じることができる。
- ・ 山名神社祇園祭や「蟬蟬の舞(かまきりの舞)」が特徴的な「天王祭舞楽」などの伝統行事
- ・ 飯田城跡
- ・ 遍照寺(高平山)周辺等の歴史を感じる景観

【 取組の方向性案 】

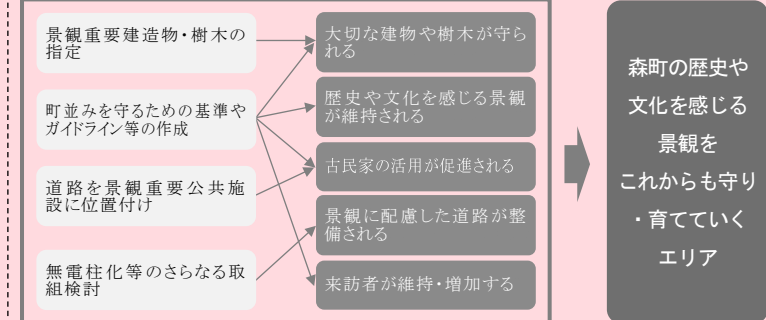


⑦ 本町～城下の町並み

【 保全・形成すべき景観 】

- ・ 歴史的な町並みが残り、町屋の風情や文化が伝わってくる。
- ・ 城下では、建物がノコギリの歯のように立地し、特徴ある景観を見ることができる。
- ・ 蔵があり歴史と文化を伝える森中心部と城下の町屋風情、それを楽しめる細い路地
- ・ 旧郡役所建物の歴史民俗資料館、蓮華寺とその上にある山田七郎左衛門の碑からの眺望
- ・ 次郎柿と青空

【 取組の方向性案 】



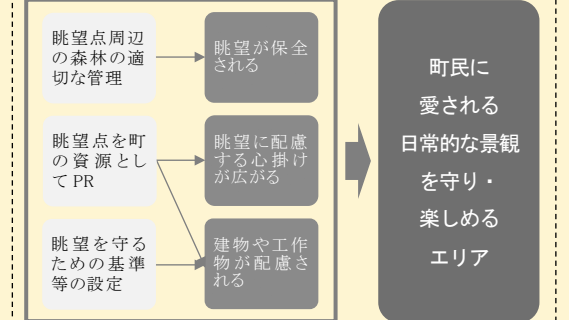
⑧ 市街地周辺の眺望点 ※

【 保全・形成すべき景観 】

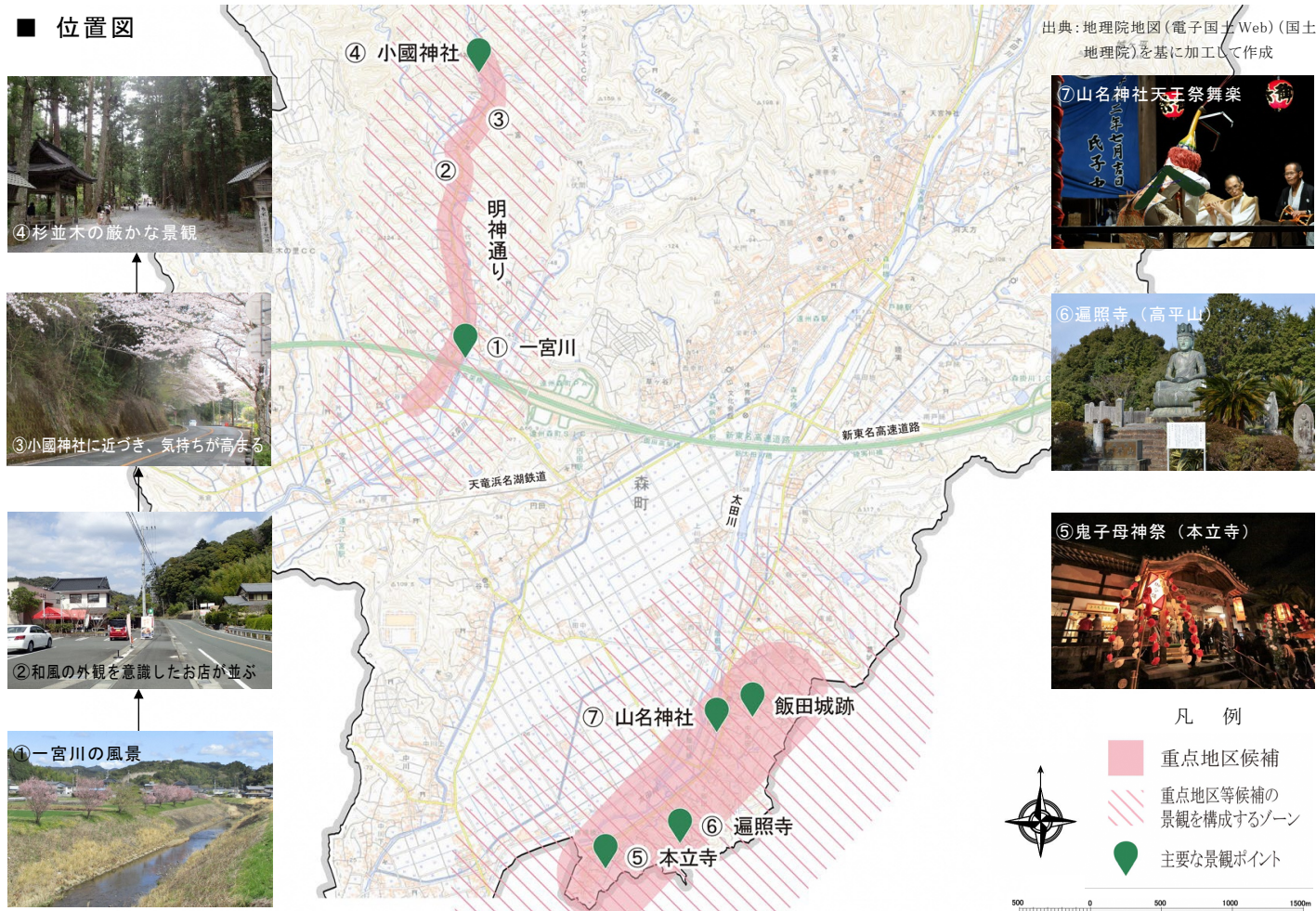
- ・ 森町の市街地は山々に囲まれているため多くの眺望点があり、歴史や自然景観を楽しむことができる。
- ・ 森町最古の歴史を伝える蓮華寺、旧郡役所建物の歴史民俗資料館とその上にある山田七郎左衛門の碑からの眺望
- ・ 庵山、城ヶ平、八形山、さざんか荘跡地、天宮神社境内からの眺望

※ 必要に応じて条例で定める眺望点の候補として検討

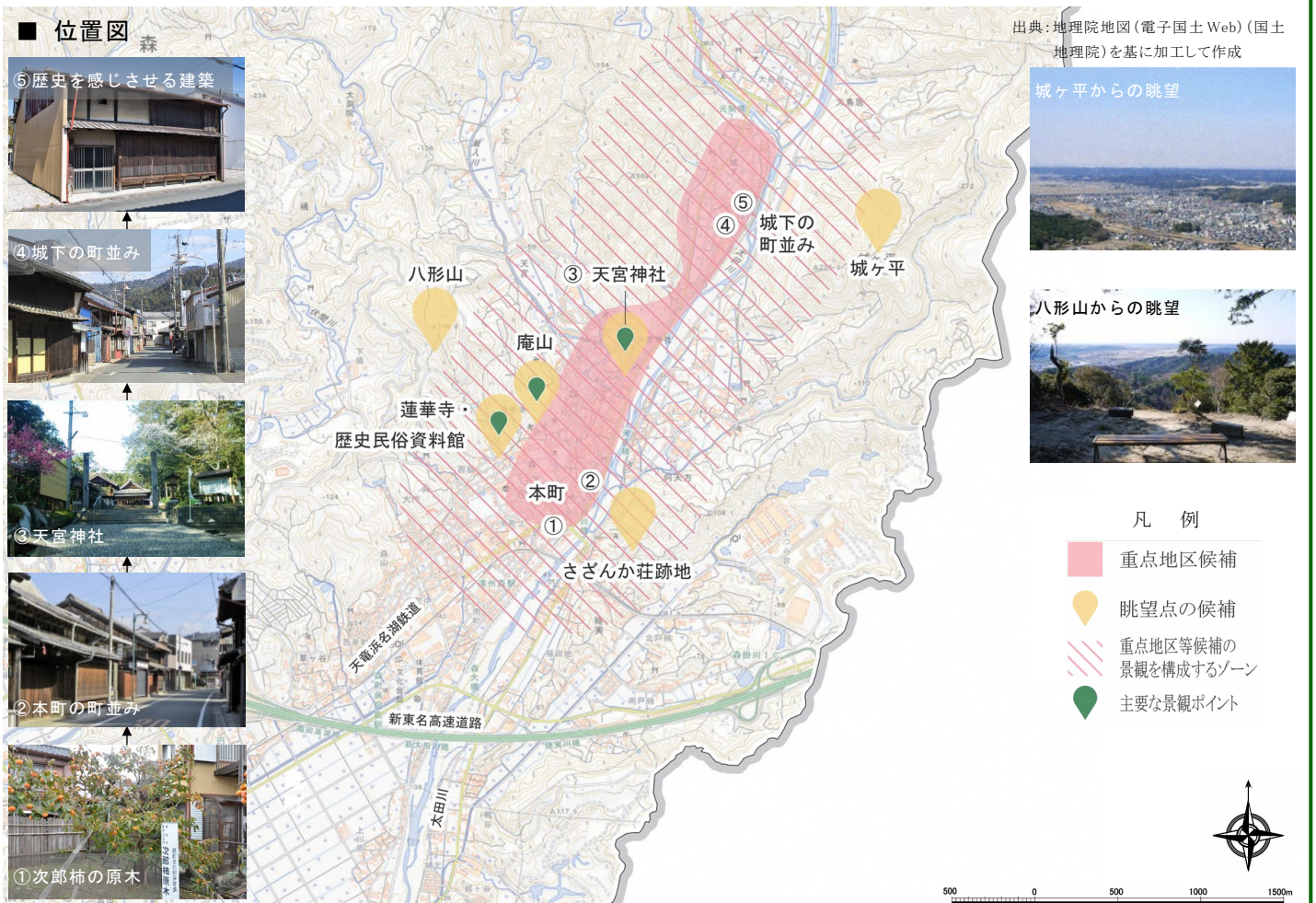
【 取組の方向性案 】



■ 位置図



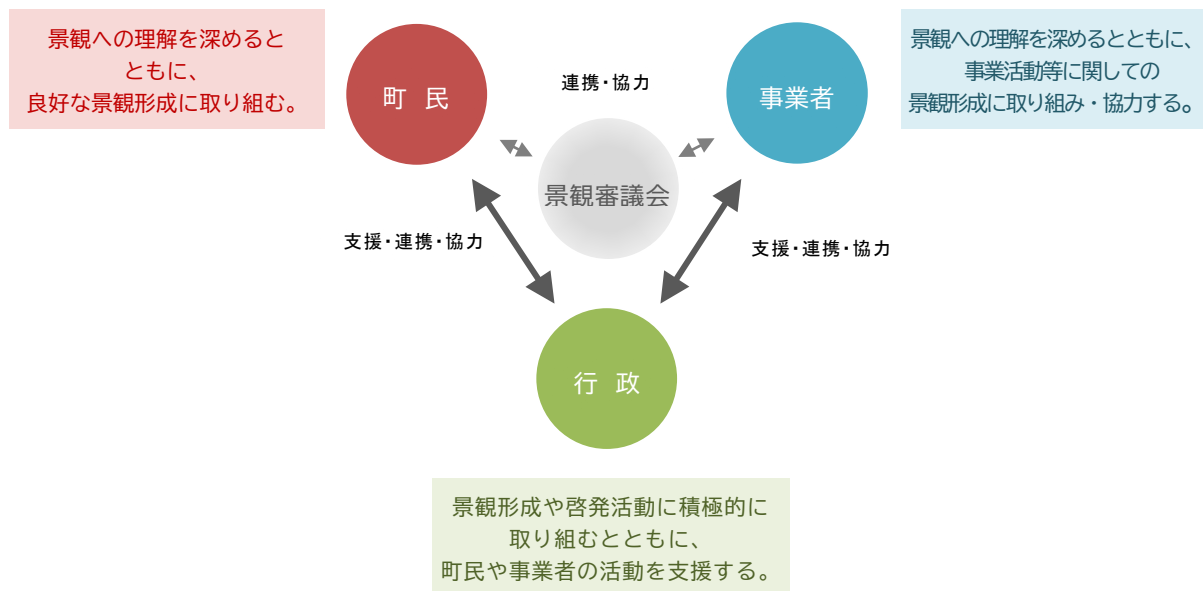
■ 位置図



7. 計画の推進

(1) 計画の推進体制と役割分担

良好な景観形成を実現するためには、町民・事業者・行政などが協働で取り組み、意識を高め合うことが重要です。たとえば、景観形成重点地区であれば、町民や事業者発意で方向性や実施内容を提案し、行政や審議会はその支援や協力を行うことで、一体となって実現を目指していきます。



(2) 計画の進行管理

良好な景観形成のためには、継続的な取り組みとともに、取組を踏まえて計画自体も発展させていく必要があります。

そのため、計画の進行管理に当たっては、本計画に基づく具体的な取組を町民・事業者・行政などが実施し、その結果を検証して、必要な改善に取り組むことのサイクルを繰り返すことにより、段階的かつ継続的な発展を目指します。

また、活発な取組を誘発するため、良好な景観形成や後世に残したい景観等を表彰する制度を検討・実施します。

なお、社会情勢の変化、まちづくりの方向性の変化、景観形成に向けた動きの高まりがあった場合に、必要に応じて計画の見直しを行います。

